

緊急事態宣言中等における
情報通信機器を利用した
法制審議会への出席について

令和3年2月10日法制審議会決定（案）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言中等の法制審議会への出席について、下記のとおりのお取り扱いとすることを申し合わせる。

記

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間中（当該期間中に、同法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされたときは、その日まで）は、令和2年10月29日法制審議会決定（情報通信機器を利用した法制審議会への出席について）にかかわらず、委員（議長及び臨時委員を含む。）及び幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項に定める者（以下「委員等」という。）は、いつでも、情報通信機器を利用する方法によって会議に出席することができるものとする。
- 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間中（当該期間中に、同措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨の同法に基づく公示がされたときは、その日まで）における委員等の会議への出席についても、1と同様とする。
- 3 この申合せによる運用は、令和3年2月10日から開始する。

情報通信機器を利用した法制審議会への出席について

法制審議会令（昭和24年政令第134号）第9条の規定に基づき、情報通信機器を利用した法制審議会への出席に関し、次のとおり定める。

第1 情報通信機器を利用した法制審議会への出席

- 1 議長を除く委員（臨時委員を含む。以下同じ。）は、交通、健康又は業務上の事情により会場に参集することが困難であることその他の正当な理由があり、相当であると議長が認めるときは、情報通信機器（映像及び音声の送受信により相手方の状態を相互に確認しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員が情報通信機器を利用する方法によって会議に出席した場合において、当該会議の開始後に、映像又は音声の送受信が途切れた場合であっても、適時意見表明が相互に可能な状態にあると議長が認めるときは、当該委員は、当該会議に出席しているものとみなす。
- 3 幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項に定める者は、相当であると議長が認めるときは、情報通信機器を利用して会議に出席することができる。

第2 情報通信機器を利用した出席に関する留意事項

情報通信機器を利用して会議に出席する者は、それ以外の者に会議を視聴させてはならない。

第3 部会への準用

法制審議会令第6条第1項により置かれた部会への出席については、第1及び第2の規定を準用する。この場合において、第1の3の規定中「幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項に定める者」とあるのは、「幹事並びに法制審議会議事規則第5条第1項及び第2項並びに第7条第2項に定める者」と読み替えるものとする。

附 則

この決定は、令和2年10月29日から施行する。